

山梨県介護職員処遇改善加算取得促進事業実施要綱

1 事業目的

団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年に向けて、本県の介護職員の需要は2,400人以上の増加が見込まれている。しかし、労働条件等の悩みや離職理由としては業務に対する賃金の低さが挙げられ、介護分野の有効求人倍率や離職率は全産業の中でも高く、介護人材の確保・定着は困難な状況にある。

介護職員の処遇については、平成29年4月に介護職員処遇改善加算、令和元年10月に介護職員等特定処遇改善加算、令和4年10月に介護職員等ベースアップ等支援加算が新設される等、累次の改善が行われており、令和6年6月からは既存の処遇改善関連加算¹が「介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」と言う。）に一本化される。

介護職員の給与面の底上げとなる新加算を最大限取得できるよう、県内の介護サービス事業所・施設（以下「施設等」と言う。）への周知や助言等を通して支援することにより、介護人材の確保・定着の促進を図り、「介護待機者ゼロ社会」の実現に資することを目的とする。

2 事業対象

県内の新加算への移行支援が必要な事業所等。

3 事業内容

（1）個別相談等の実施

県内の新加算への移行支援が必要な事業所等に対し、個別相談窓口を設置し、事業所等への訪問や現状の聴取を実施、煩雑とされる新加算の制度の趣旨・内容の説明や、新加算への移行・取得に係る事務についての助言を行う。

（2）研修等の実施

県内の新加算への移行支援が必要な事業所等に対し、新加算の仕組みや取得方法等についての研修会等を行う。

4 事業実施上の留意事項

（1）オンラインでの実施

個別相談等については、オンラインでの実施を含むこととする。

研修等については、オンラインでの実施を組み合わせることが可能とする。

（2）特に支援すべき事業所等

管内における、サービス別、加算区分別の算定状況を踏まえ、重点的に支援する対象サービス及び事業所を選定し、計画的に支援すること。

既存の処遇改善関連加算の何れも未取得の事業所については、原則としてその全て

¹ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算

に対し、個別相談等を実施するよう努めること。

特に従業員数の少ない小規模な事業所等に対しては、集団的な研修ではなく、個別訪問等の実施を積極的に実施する等、新加算の取得に向けて意欲的に取り組み、新加算の取得に着実につながるよう支援を行うこと。

5 事業期間

この事業の実施事業期間は、令和6年4月1日から令和6年度末までとする。

6 施行期日

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。